次に掲げる条例をここに公布する。

1　気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

2　気仙沼市児童発達支援センター条例

令和７年９月30日

気仙沼市長

気仙沼市条例第２５号

気仙沼市児童発達支援センター条例

（設置）

第１条　気仙沼市は，地域における障害がある児童及び障害のおそれがある児童の健全な発達において中核的な役割を担う機関として，高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し，あわせて障害がある児童の家族及び関係機関に対し，相談，専門的な助言その他の必要な援助を行うため，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第３項の規定に基づき，法第４３条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　児童　法第４条第１項に規定する児童をいう。

（２）　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。

（３）　児童発達支援　法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。

（４）　放課後等デイサービス　法第６条の２の２第３項に規定する放課後等デイサービスをいう。

（５）　保育所等訪問支援　法第６条の２の２第５項に規定する保育所等訪問支援をいう。

（６）　障害児相談支援　法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。

（７）　特定相談支援　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１８項に規定する特定相談支援事業をいう。

（名称及び位置）

第３条　センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置

気仙沼市マザーズホーム	気仙沼市松崎柳沢２１６番地８

（センターの事業）

第４条　センターは，次に掲げる事業を行う。

（１）　児童発達支援

（２）　放課後等デイサービス

（３）　保育所等訪問支援

（４）　障害児相談支援

（５）　特定相談支援

（６）　児童の発達全般に関する相談及び支援

（７）　指定障害児通所支援事業者（法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）その他の関係者に対する相談，専門的な助言その他の必要な援助

（８）　前各号に掲げるもののほか，センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第５条　センターの管理は，法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に，これを行わせることができる。

（休所日）

第６条　センターの休所日は，次のとおりとする。ただし，市長（前条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあっては，当該指定管理者。次条ただし書及び第９条から第１１条第１項までにおいて同じ。）は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

（１）　日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）　１２月２９日から翌年１月３日までの日（前２号に掲げる日を除く。）

（開所時間）

第７条　センターの開所時間は，午前８時３０分から午後６時３０分までとする。ただし，市長は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

（利用資格）

第８条　センターの事業を利用することができる者は，次の各号に掲げ

る区分に応じ，当該各号に定める者とする。

（１）　児童発達支援　法第２１条の５の５第１項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けた保護者が監護する当該通所給付決定に係る児童又は法第２１条の６の規定による措置（以下「措置」という。）を受けた児童（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）

（２）　放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援　通所給付決定を受けた保護者が監護する当該通所給付決定に係る児童又は措置を受けた児童

（３）　障害児相談支援　法第２４条の２６第１項に規定する障害児相談支援対象保護者

（４）　特定相談支援　障害者総合支援法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等（当該支援対象障害者が１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。）

（５）　前各号に掲げる以外の事業　市長が適当と認めた者

（利用の制限）

第９条　市長は，センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは，利用を制限し，又は禁止することができる。

（１）　疾病その他の理由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（２）　前号に掲げるもののほか，センターの管理上支障があると認めるとき。

（利用契約）

第１０条　第４条第１号から第５号までの事業を利用しようとする児童の保護者は，市長と当該事業の利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結しなければならない。

（使用料）

第１１条　前条の利用契約を締結した者は，次の各号の区分に応じ，当該各号に定める額（以下「使用料」（第５条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあっては，利用料金。以下同じ。）という。）を市長に支払わなければならない。

（１）　第４条第１号から第３号までの事業の利用　法第２１条の５の３第２項第１号により定められた額

（２）　第４条第４号に規定する事業の利用　法第２４条の２６第２項に規定する額

（３）　第４条第５号に規定する事業の利用　障害者総合支援法第５１条の１７第２項に規定する額

２　市長は，必要があると認めるときは，使用料を減免することができる。

（利用料金の収入）

第１２条　市長は，指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（損害賠償）

第１３条　センターを利用する者は，センターの施設又は設備を故意又は過失により損傷し，又は滅失したときは，その損害を賠償しなければならない。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めるときは，この限りでない。

（指定管理者が行う業務）

第１４条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　センターの事業の企画及び実施に関する業務

（２）　利用契約に関する業務

（３）　利用料金の徴収に関する業務

（４）　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第１５条　指定管理者がセンターの管理を行う期間は，指定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は，当該日）から起算して５年の間とする。ただし，再指定を妨げない。

（第５条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者に関する読替え）

第１６条　第５条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者に関する第６条ただし書及び第７条ただし書の規定の適用については，第６条ただし書及び第７条ただし書中「これを」とあるのは「市長の承諾を得てこれを」とする。

（委任）

第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（気仙沼市障害児通所支援施設条例の廃止）

２　気仙沼市障害児通所支援施設条例（平成１８年気仙沼市条例第８９号）は，廃止する。

（準備行為）

３　指定管理者の指定その他指定のために必要な準備及び第１０条の契約の締結その他センターが行う事業の実施のために必要な準備行為は，施行の日前においても行うことができる。